**市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書**

様式10

令和６年　　月　　日

法人・団体名

法人・団体所在地

代表者名

※共同事業体の場合は、各団体についてそれぞれ提出してください。

本市では、公募施設の指定管理者の選定評価にあたり、地域経済振興の観点から、新潟市内に主たる事を有する中小企業者等に対し加点を行います。

なお、中小企業者等であること務所又は事業所の判定は、下記の方法により行います。

①　中小企業基本法の対象となる法人の判定

　下記の法人が対象になります。

・会社法上の法人（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・（特例）有限会社）

　　・士業法人（税理士法人・社労士法人など）

|  |  |
| --- | --- |
| 日本標準産業分類上の業種 | 中小企業（下記のいずれかを満たすこと） |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ア：製造業、建設業、運輸業、その他の業種（イ～エを除く） | ３億円以下 | 300 人以下 |
| イ：卸売業 | １億円以下 | 100 人以下 |
| ウ：サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| エ：小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |

②　上記①以外の法人・団体の判定

|  |
| --- |
| （下記のいずれかを満たすこと）・資本金の額又は出資金の額が1億円以下・資本又は出資を有しない法人・団体のうち常時使用する従業員数が1000人以下・法律において、設立目的や業務内容に固有の定めのある法人・団体 |

１、新潟市に主たる事務所又は事業所のある中小企業に該当しますか。

該当するものにチェック✓をしてください。

　**☐　新潟市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等に該当します**

**□　新潟市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等に該当しません**

　　　※　該当しない場合、以下の記載は不要です

２、登記上の主たる事務所を記入してください。

　　※法人登記を行っていない場合や、登記上の主たる事務所が市外であり、主たる事務所又は事業所が新潟市内にある場合は下記に主たる事務所又は事業所の住所を記載してください。

＜①中小企業基本法における中小企業である場合＞

３、業種名を記載の上、当てはまる類型にチェックをしてください。

　　業種については、日本標準産業分類に従い、細分類で記載してください。どの類型

　　に当てはまるかは、中小企業庁ホームページにより確認のうえ記載してください。

業種名：

□　製造業、建設業、運輸業、その他の業種

　　□　卸売業

　　□　サービス業

　　□　小売業

４、資本金の額及び出資金の総額を記載してください。

　資本金の額

　出資金の総額

５、常時使用する従業員の数を記載してください。

　　直近期の法人事業概況説明書に記載されている人数を記載してください。

　　　　　　　　　　　人

＜②中小企業基本法の対象とならない法人・団体の判定＞

６、資本金の額及び出資金の総額を記載してください。

　資本金の額

　出資金の総額

７、常時使用する従業員の数を記載してください

　　法人事業概況説明書を作成している場合は、直近期の法人事業概況説明書に記載されている人数としてください。作成していない場合は、賃金台帳の人数を記載してください。

　　　　　　　　　　　人

８、法律において、設立目的や業務内容に固有の定めのある法人・団体の場合は、下記に　　法律の名称を記載してください

＜添付書類＞

**新潟市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等に該当する場合は、証明できるものを添付してください。**

例：本店所在地：法人登記簿謄本等

本店所在地が市外であるが、主たる事務所又は事業所が市内である場合

：課税標準の分割に関する明細書等、従業員の人員配置が分かるもの

　　業種：法人事業概況説明書。異なる場合は、事業ごとの収支の内訳が分かるもの

資本金の額・出資金の総額：法人登記簿謄本や決算書等

従業員数　：法人事業概況説明書・賃金台帳等